

大和市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

大和市長 古谷田 力

## 大和市規則第31号

### 大和市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

大和市建築基準法施行細則（平成12年大和市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項の表第2号中「第138条第3項第2号ハ」を「第138条第4項第2号ハ」に改める。

第4条第1項中「確認申請書」の次に「（法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の申請書をいう。次項において同じ。）」を加え、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 地区計画条例第3条の規定により、建築物の用途の制限を受ける土地における建築物の確認申請書であって、優れた地域環境の創出に特に寄与すると市長が認めることによって、当該建築物が同条の規定による制限を受けず建築可能となるものには、市長（街づくり主管課）が交付した建築物等の用途の制限に係る認定通知書の写しを添えるものとする。

第6条中「第87条の2第1項」を「第87条の4」に改める。

第8条中「第87条の2」を「第87条の4」に、「第13条」を「第11条」に改める。

第15条第2項中「第87条の2第1項」を「第87条の4」に改める。

### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、大和都市計画中央森林東側地区地区計画に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による告示の日から、第6条の改正規定、第8条の改正規定及び第15条第2項の改正規定は公布の日から施行する。